

百姓の負担

① 年貢 ... 収穫の4割 (四公六民)
" の5割 (五公五民)

② 労役を提供

公用の荷物を運ぶために
馬や人夫を出す **且カ郷役**

百姓

人口の80%以上が百姓で、生活は自給自足に近い。

百姓 $\left\{ \begin{array}{l} \text{土地を持たない} \text{ ^{みずがみ} 水呑百姓 } \\ \text{土地を持っていて年貢を納める義務がある} \text{ 本百姓 } \end{array} \right.$

本百姓

... ^{なぬし} 左屋(名主)・^{くみかしら} 組頭・百姓代 という **村役人** になり、
村の自治を行ったり、年貢を徴収した。(木村方三役)

水呑百姓

... 水呑百姓は村の話し合いに参加させてもらえない。
また、5軒でひとつの組をつくらせた

五人組

年貢の納入や犯罪防止に連帯責任を負わせて、
互いを監視させた。

幕府は年貢を負担する本百姓が落ちぶれて年貢が払えなくなることを恐れて次の3つの決まりをつくった。

① 田畑永代売買の禁止令

百姓が自由に田畑を売ることを禁止した。

② 分地制限令

農地を数人の子に分割して相続することを制限した。
土地が細かく分けられ零細百姓が増えるのを防いだ。

③ 衣食住の規制

小農でも農業経営ができるように、衣食住などの細かな
百姓の生活の心得 が決められた。